

大分県人権尊重施策基本方針（第4次）

大分県



は じ め に

県では、新しい長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン 2024～新しいおおいたの共創～」を昨年9月に策定しました。本計画では、誰もがいきいきと活躍している「共生社会おおいた」、魅力・ブランド力が高まり、あらゆる分野で県内外から「選ばれるおおいた」の実現を目指しています。

このような社会を実現するためには、多様な価値観や生き方を認め合い、すべての人の人権が尊重される社会づくりが重要です。このため、人権をめぐる社会情勢の変化や、人権に関する県民意識調査（令和5年）等をふまえ、「大分県人権尊重施策基本方針」（第4次）を策定しました。

策定にあたり、「大分県人権尊重社会づくり推進審議会」の皆様をはじめ、多くの県民の方々から貴重なご意見をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

すべての人の人権が尊重される社会づくりは、県民の願いです。基本方針の「めざす姿」に向かって、人権尊重の大分県づくりに県民の皆様とともに取り組んでまいります。

令和7年3月

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県人権尊重施策基本方針（第4次） 目次

第1章 基本的な考え方

1	改定の経緯等	1
(1)	人権をめぐる社会の取組	1
(2)	改定の経緯	1
2	基本理念	2
3	基本方針の位置付け	2
4	人権尊重の基本姿勢	3
	トピックス：「ビジネスと人権」	3
5	推進体制等	4

第2章 人権尊重施策の総合的な推進

1	人権啓発・教育の推進	6
	人権啓発	6
	人権教育	8
2	相談・支援・権利擁護の推進	9

第3章 様々な分野における人権行政の推進

1	課題横断的な人権問題 (インターネット上の人権侵害やA Iをめぐる人権侵害リスク)	10
2	部落差別問題	12
3	女性の人権問題	14
4	こどもの人権問題	16
5	高齢者の人権問題	18
6	障がい者の人権問題	20
7	外国人の人権問題	22
8	医療をめぐる人権問題	24
9	性的少数者の人権問題	26
10	犯罪被害者やその家族の人権問題	28
11	様々な人権問題	30
(1)	プライバシー権の保護	30
(2)	働く人の人権問題	31
(3)	その他の人権問題	32

第1章 基本的な考え方

1 改定の経緯等

(1) 人権をめぐる社会の取組

我が国では1947（昭和22）年に、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする日本国憲法が施行されました。1948（昭和23）年に、国連は「世界人権宣言」を採択し、「人権の尊重は世界の自由、正義及び平和の基礎であり、理性と良心によって支えられる」ことを明らかにしました。

国連は、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とし、国連行動計画を公表しました。1997（平成9）年に、日本では「国連10年」国内行動計画が策定され、翌1998（平成10）年、本県も「国連10年 大分県行動計画」を策定し、人権啓発・教育の取組を行ってきました。

2004（平成16）年に、国連10年の取組が終了することや、人権教育・啓発推進法で地方公共団体の責務が規定されたことを踏まえ、県の人権施策の基本的方向の検討等を担う「大分県人権尊重社会づくり推進審議会」（以下「審議会」という。）を設置しました。

2005（平成17）年に、審議会の意見等を踏まえて、「大分県人権施策推進本部」を設置し、「大分県人権施策基本計画」を策定し、人権を尊重する社会の確立を目指した取組を行ってきました。

(2) 改定の経緯

2009（平成21）年4月に、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、「大分県人権尊重社会づくり推進条例¹」（以下「人権条例」という。）を施行し、同条例に基づき「大分県人権尊重施策基本方針」（以下「基本方針」という。）を2010（平成22）年に策定しました。その後、社会情勢の変化や定期的に行う人権に関する県民意識調査等を踏まえ、概ね5年ごと2度にわたる改定を行い、人権尊重施策を総合的に推進してきました。

基本方針に基づく様々な取組により、人権に関する県民意識調査において、人権が尊重されていると思う人の割合は7割超で推移しており、2023（令和5）年の調査では72.0%でした。

しかしながら、社会には依然として、部落差別問題をはじめ、障がい者や外国人、性的少数者等に対する不当な差別や偏見、インターネット上の人権侵害など、様々な人権問題が存在しています。

また、最近では、人工知能（AI）の発達・普及等に起因する人権侵害など、新たな人権リスクも問題視されはじめています。

県では、こうした社会情勢の変化や人権に関する県民意識調査（2023（令和5）年）、新長期総合計画策定等を踏まえ、基本方針の見直しを行うこととしました。

¹ 2022（令和4）年3月に条例名を「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例」に改称

2 基本理念

人権条例に掲げる次の3つを基本理念とします。

(1) 自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会

人生のあり方を自らが選択できる「自己決定」が尊重され、自分らしく生きる「自己実現」が可能となる社会づくりに取り組みます。

(2) 差別や不合理な較差の解消に取り組む社会

差別意識や差別発言・差別行為、これらの結果として生じる不合理な較差の解消に努めます。

(3) 多様な価値観と生き方を認め合う社会

多様な価値観と生き方を認め合い、誰もがいきいきと活躍している「共生社会」の実現に取り組みます。

3 基本方針の位置付け

県では、県行政の長期的、総合的な指針を示す新しい大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン 2024～新しいおおいたの共創～」(以下「長期総合計画」という。)を2024(令和6)年9月に策定しました。「誰もが安心して元気に活躍できる大分県」、「知恵と努力が報われ未来を創造できる大分県」を基本目標とし、「安心」「元気」「未来創造」の3つの分野で19の政策を設定しています。

長期総合計画の達成により、年齢や性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、多様性を認め合い、誰もがいきいきと活躍している「共生社会」の実現を目指します。

長期総合計画では、「安心」分野の6番目の政策「多様性を認め、互いに支え合う社会の構築」において、すべての人の人権が尊重される社会づくりを掲げています。本基本方針は、長期総合計画における人権施策の総合的な推進を図るための部門別方針であり、かつ人権条例に定める基本方針となります。

長期総合計画－多様性を認め、互いに支え合う社会の構築－のめざす姿

- ◆多様な価値観と生き方を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会が実現している。
- ◆部落差別をはじめとする様々な差別意識や差別発言・差別行為、これらの結果として生じる不合理な較差が解消されている。
- ◆暴力やハラスメントを容認しない社会が構築され、誰も不安を抱くことなく暮らしている。

4 人権尊重の基本姿勢

すべての人の人権が尊重される社会づくりを実現するには、行政だけでなく、事業者やさまざまな団体、そして県民一人ひとりが地域社会を構成する主体として、人権尊重の視点に立って、それぞれの主体に応じた役割を果たすことが求められます。

(1) 県（県職員）が取り組むべきこと

人権条例の基本理念にのっとり、人権尊重施策を総合的に策定、実施します。

- ・ 人権尊重施策を県政の重要な柱と位置付け、総合的に施策の推進を図ります。
- ・ 県民、事業者等、市町村及び国と連携して取り組みます。
- ・ 県職員は、職務や研修を通して、様々な人権課題に対する理解を深め、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行します。

(2) 県民が取り組むこと

家庭、地域、学校、職場、その他社会のあらゆる場において、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めることが求められます。

- ・ 一人ひとりに多様な個性があることや、様々な違いを理解し、認め合うこと。
- ・ 差別を「しない・させない・ゆるさない」という意識を常にもつこと。

(3) 事業者が取り組むこと

事業活動に関し、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めることが求められます。

- ・ 人権に配慮した事業活動を行うとともに、研修等を通じて職場の人権意識向上を図ること。
- ・ 個人の能力と適正に基づき、公正に採用し、公平に処遇すること。

トピックス：「ビジネスと人権」

企業活動のグローバル化が進む中、2011（平成 23）年に国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持されました。

このような動きを受けて、国は、2020（令和 2）年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」を策定したほか、2022（令和 4）年には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました。

各企業がサプライチェーン全体で人権尊重の責任を果たすことができるよう、国において、各種施策が推進されています。

5 推進体制等

県では、本基本方針の取組を具体的に進めるため、「実施計画」を策定するとともに、以下の推進体制と仕組みにより総合的に人権施策を推進します。

(1) 推進体制

① 国、市町村および関係団体等との連携

- ・ 国との連携を強化し、教育・啓発や人権が尊重される社会づくりのための施策を推進します。
- ・ 市町村と相互に協力し、県下全体で人権尊重社会づくりを推進します。
- ・ 企業や関係団体へ教育、啓発の取組を要請し、連携の強化に努めます。

② 県庁内の推進体制

- ・ 基本方針の推進にあたっては、大分県人権施策推進本部で庁内調整を図り、人権尊重施策を総合的に推進します。
- ・ 職員一人ひとりがより一層人権に配慮した職務が遂行されるよう工夫・点検を行う「職務推進行動」に取り組みます。

(2) 進捗管理

- ・ 基本方針を具体的に進めるため、実施計画を策定し、単年度ごとの進捗管理を行います。
- ・ 毎年、人権施策の実施状況について、大分県人権尊重社会づくり推進審議会に報告し、これを公表します。
- ・ 基本方針は必要に応じて適宜見直しを行います。

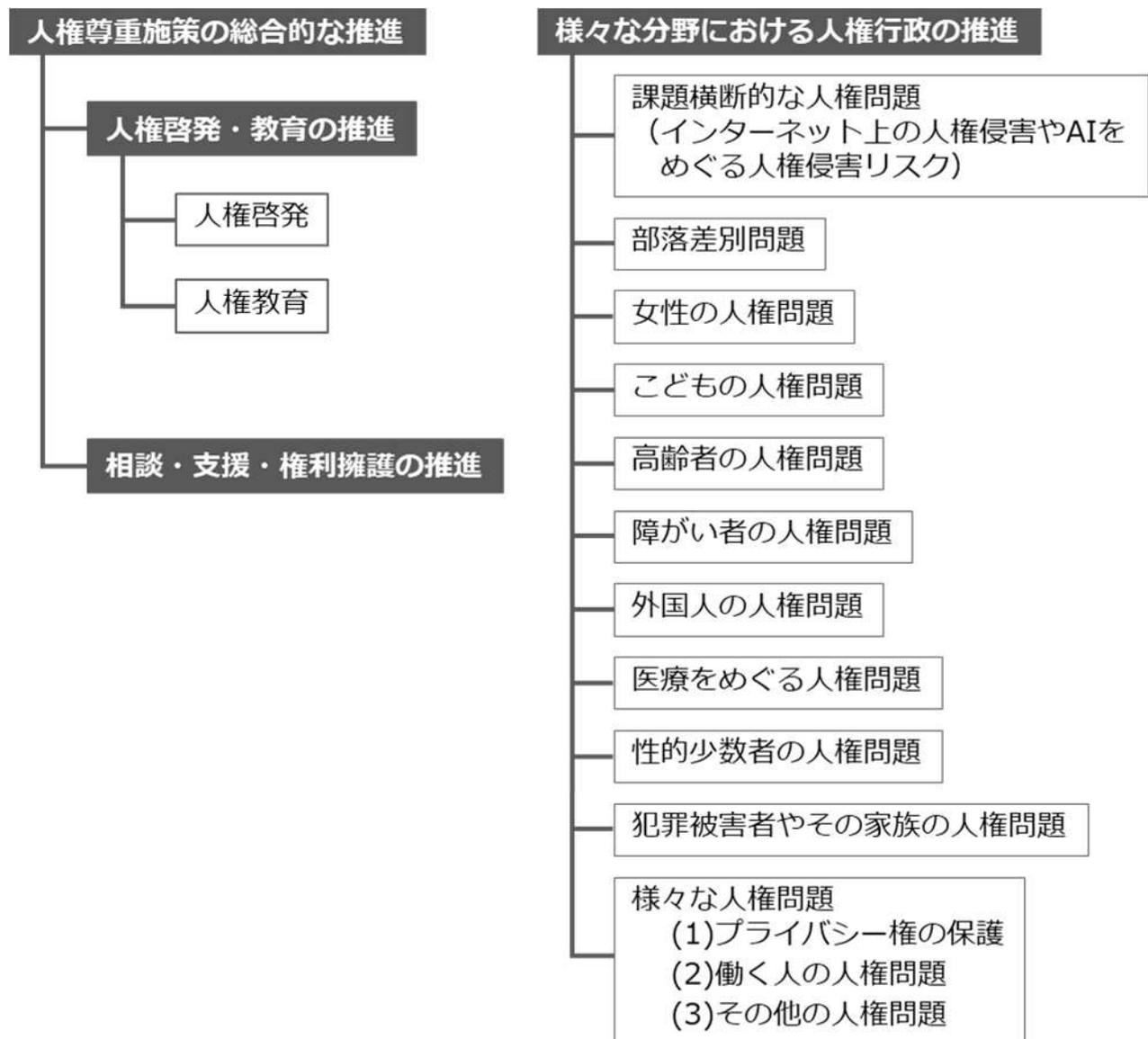
第2章 人権尊重施策の総合的な推進

人権が尊重される社会をつくるためには、人権尊重の視点に立った行政を推進していく必要があります。

次の3つを主要な柱に、体系的、総合的に人権尊重施策を推進します。

- 1 人権啓発・教育の推進
- 2 相談・支援・権利擁護の推進
- 3 様々な分野における人権行政の推進

【施策体系図】



1 人権啓発・教育の推進

人権啓発

【現状と課題】

すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるためには、県民一人ひとりが人権に対する理解を深め、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけることが必要です。そのため、家庭や学校、地域社会、企業など、あらゆる場において人権についての理解を深めてもらえるよう、人権啓発に取り組んできました。

具体的には、講演会・研修会の実施や啓発パンフレット等の作成、県広報誌や新聞等を活用した啓発のほか、人権ポスター・標語・作文などの募集や人権フェスティバルなど県民参加型の取組、スポーツ組織等との連携など、様々な主体と連携しながら、人権啓発や人権意識の高揚を図る取組を推進してきました。

2023（令和5）年に実施した県民意識調査では、人権に関心があると回答した人の割合が69.4%と前回調査の47.0%から大きく増加し、これまでの取組による成果が伺われる結果となりました。

しかしながら、同調査において、「この5年間で、人権に関する講演会や研修・学習会に一度も参加したことがない」と回答した人の割合が71.1%と高い結果となりました。

より多くの県民に人権について学ぶ機会を提供するためには、国や市町村、事業者やNPO等の様々な実施主体と連携するとともに、各種媒体を効果的に組み合わせ、県民にとってよりわかりやすく身近な啓発活動を展開することが必要となります。

また、地域等の実情や人権問題に応じた啓発活動を推進するため、地域やNPO等の団体、職場等において、啓発活動を担う人材を育成する取組も必要となります。

【めざす姿】

県民一人ひとりが自分の人権のみならず、他者の人権についても正しく理解し、配慮できている。

県民一人ひとりが様々な人権問題を自分ごととしてとらえ、差別の解消へ向けて主体的に行動している。

【基本方針】

(1) あらゆる場における啓発の推進

- ・ 県民一人ひとりが人権について正しい理解と認識を深めるよう、家庭や学校、地域社会、企業など、あらゆる場において人権啓発を推進します。
- ・ 県民一人ひとりが様々な人権問題を自分ごととして考え、行動に移していけるよう、効果的な人権啓発を推進します。
- ・ 人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発や研修を、それぞれの職務や職場に応じて推進します。

(2) 推進環境の整備

- ・ 地域等において、人権啓発活動を担う人材育成の取組を推進します。
- ・ 国、市町村、県民、NPO、企業、マスメディア等と連携・協働した啓発活動や人権意識の高揚を図る取組を推進します。

人権教育

【現状と課題】

人権教育においては、人権や人権擁護に関する基本的な知識を学び、その内容や意義について理解を深める「知的理解」と、人権が持つ価値や重要性を直感的、共感的に受け止めるような感性や感覚、すなわち「人権感覚」の育成に取り組んできました。

しかしながら、近年では、SNSをはじめとしたインターネットを介した誹謗・中傷やいじめなどの問題も生じており、複雑・多様化する人権問題への対応が求められています。

また、差別をなくし、人権が尊重される社会を実現するためには、地域全体の人権意識を高めるための学習機会を提供し、参加や交流を促進する事業を展開するなど、生涯にわたる人権教育の充実が必要です。

【めざす姿】

一人ひとりが自分の人権とともに他者の人権を守ろうとする意識・意欲を持ち、多様な人権課題の解決に向けた実践・行動ができる。

人権尊重の理念を十分に理解した指導者を育成し、その資質を高めることで、人権に関する学習環境や研修体制が整えられている。

【基本方針】

(1) 就学前における豊かな人間性の基礎の育成

幼稚園、保育所、認定こども園等において、一人ひとりのこどもの人権に配慮しながら、友達や先生と関わる中で、人に対する信頼感や思いやりの気持ちを培います。

(2) 学校教育における人権教育の推進

人権に関する知的理解と人権感覚を基盤として、自他の人権を擁護しようとする意識、意欲や態度を向上させ、人権問題の解決に向かう実践力や行動力を育成します。

(3) 社会教育における人権教育の推進

地域の実態に即した具体的な課題の把握を行い、市町村や関係団体と連携し、多くの住民に対して学習機会の拡充を図ります。

2 相談・支援・権利擁護の推進

【現状と課題】

人権に関する総合的な相談は大分県人権情報プラザに設置している人権相談窓口で対応し、相談内容により専門機関への橋渡しや紹介等も行っています。

また、子ども、女性、障害のある人、高齢者、外国人、性的少数者¹、医療などをめぐる相談については、各種専用相談窓口を設置して対応しています。

しかしながら、2023（令和5）年に実施した県民意識調査では、「差別されたり、人権が侵害されたことがある」とする回答は22.0%でしたが、「相談機関に相談した」とする回答は4.7%と低く、「相談できる機関があることを知らない」人は40.7%という結果となりました。

相談者が必要な時に相談できるように、県、市町村、法務局等の公的機関やNPO等の各種相談・支援機関が身近な相談窓口として浸透するよう、相談窓口の周知に努める必要があります。

また、相談者それぞれが抱える問題に寄り添った対応ができるよう、相談員の資質向上や相談関係機関の連携等を図っていく必要があります。

【めざす姿】

相談者一人ひとりが抱える問題について、身近な相談機関に相談することができ、相談者に寄り添った相談や支援等を受けることができている。

様々な相談に対応するため、相談関係機関の連携がとれており、顕在化した新たな課題にも対応できるなど、相談体制が充実している。

【基本方針】

（1）相談体制の充実・周知

- ・ 複雑・多様化する人権相談に的確に対応するため、相談関係機関担当者の相談対応スキルの向上や、新たに顕在化した課題への対応など、相談体制の充実を図ります。
- ・ 相談を必要とする人が適切な相談を受けられるよう、どのような相談窓口があるかなどの情報提供に努めます。

（2）相談機関等の相互連携

- ・ 複雑・多様化する人権相談に対応するため、県の関係機関をはじめ、法務省の人権擁護機関、市町村、NPO等の人権に係る相談・支援機関との連携強化に努めます。

¹ 性的マイノリティと表現されることもある。

第3章 様々な分野における人権行政の推進

人権施策の実施にあたっては、インターネット上の人権侵害などの課題横断的な人権問題とあわせて、様々な分野における人権問題に対する取組を推進し、人権尊重社会の実現に向けて総合的に取り組む必要があります。

また、障がいや国籍、性別など複数の属性が重なることで、差別や偏見が深刻化するいわゆる「複合差別」の問題があります。その解決にあたっては、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体で多様性を尊重する環境づくりが求められています。

1 課題横断的な人権問題

(インターネット上の人権侵害や AI をめぐる人権侵害リスク)

【現状と課題】

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりする誹謗中傷など、人権に関わる様々な問題が発生しています。国の「通信利用動向調査」によると、2023年のインターネット利用率（個人）は86.2%、端末別の利用率は「スマートフォン」が72.9%でした。

国が実施した人権擁護に関する世論調査（2022（令和4）年）においては、関心のある人権課題として「インターネット上の人権侵害」をあげた人の割合が53.0%と人権課題の中で最も高くなっています。また、県民意識調査（2023（令和5）年）では、関心のある人権課題として「インターネットによる人権侵害」をあげた人は43.7%で障がい者、女性の人権課題に次ぐ3番目でしたが、前回調査から10.3%増と伸び率では最も高い結果となりました。

インターネット上の誹謗中傷対策については、2022（令和4）年に侮辱罪の法定刑の厳罰化、プロバイダ責任制限法の改正により誹謗中傷をした者への情報開示手続きが簡易化されるなど、法規制が強化されました。さらに、2024（令和6）年5月には、権利侵害情報への対応の迅速化、情報削除等に関する運用状況の透明化の措置を、大規模プラットフォーム事業者に義務付ける情報流通プラットフォーム対処法が成立しました。

県においても、個人や特定の団体に対する誹謗中傷や差別を助長するような書き込み等を防ぐため、幅広く啓発活動に取り組むとともに、インターネット上の差別的な書き込み等に対するモニタリングを実施し、必要に応じて削除要請等の対応を行ってきました。

また、近年、急速に発展・普及しているAI（人工知能）分野において、プライバシー侵害、生成AI画像等を使った名誉・信用の毀損や誹謗中傷、差別的取扱いなど、人権侵害に関するリスクが懸念されています。

国内においては、AIの安全安心な活用の促進を目的とした「AI事業者ガイドライン」が2024（令和6）年4月に整備されましたが、新たな法規制の検討もされています。また、国際的には、高度なAIシステムに関する国際的なルール作りを目的とした「広島AIプロセス」が立ち上げられたほか、EUにおいてAIを包括的に規制するAI規

制法が成立するなど、A Iシステムの安全性や信頼性と基本的人権の尊重を確保すべく、対策や検討が進められています。

インターネットによる人権侵害を防止するためには、利用者一人ひとりがインターネットが公共空間であることを認識し、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身につけられるよう、社会や学校において啓発・教育を推進していく必要があります。

また、A Iについては、人権侵害リスクがあることの周知・啓発や、国における規制等の動きの注視し、県民に対して適宜適切な伝達・啓発に取り組む必要があります。

【めざす姿】

県民一人ひとりが、発信者の匿名性や情報発信の容易さが引き起こす人権侵害について理解を深め、適切にインターネット等を利用しています。

【基本方針】

インターネットやA Iの利用等に伴う人権侵害を防止するため、以下の事項を基本方針として取り組みます。

(1) 正しい活用へ向けた啓発の推進

- ・ 県民及び事業者等が人権尊重の視点に立った正しい知識を身につけるとともに、法令遵守意識を高め、情報の収集や発信等における責任やモラルについて、様々な機会を通じて啓発に取り組みます。
- ・ A Iについては、人権侵害リスクがあることの周知・啓発や、国における規制等の動きを注視し、県民に対して適宜適切な伝達・啓発に取り組みます。

(2) 児童生徒等の安心・安全な利用の促進

児童生徒の発達段階に応じて、インターネットの適切な利用や情報セキュリティ対策、ルールやマナーを守ること等についての教育を推進するとともに、ネットトラブルへの適切な対応について学べる情報モラル教育出前授業を実施し、家庭でのルールのづくりの啓発など、安心・安全なインターネットの活用についての支援に努めます。

(3) 人権侵害等への対応

インターネット上の差別的な書き込みに対するモニタリングを実施し、悪質で差別的な書き込みについては、大分地方法務局、県内各市町村などの関係機関と連携し、適切な対応を行います。

2 部落差別問題

【現状と課題】

部落差別問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、被差別部落と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、同和対策審議会答申（1965（昭和40）年）に基づき、国と地方公共団体は、1969（昭和44）年から33年間、特別措置法による地方改善対策を行ってきました。

長年の取組により、生活環境や産業基盤が整備されるなど格差が改善されましたが、結婚・就職差別や差別発言など、心理的差別は依然として解消されておらず、インターネット上での差別情報の流布など、情報化の進展を背景とした問題も顕在化しています。

こうした状況を受け、2016（平成28）年に、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別解消推進法が施行されました。この法律では部落差別の解消に関し、基本理念を掲げ、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実や教育・啓発の実施について定めています。

しかしながら、法務省の部落差別に関する人権侵犯事件件数は、全国で例年100件程度で推移していましたが、2022（令和4）年は433件、2023（令和5）年は448件と、近年増加傾向にあります。現在もなお部落差別が存在しており、引き続き、部落差別問題の解決へ向けた取組が必要です。

部落差別問題を解決するためには、正しく理解すること、昔からの習わしや偏見、世間体などに惑わされずに、人権尊重の視点から見つめ直し、自分に関係のある問題として向き合う姿勢が県民一人ひとりに望まれます。また、差別解消に向けて「差別されない権利」が2023年6月に司法ではじめて認められました。

部落差別解消は人権行政の重要な柱であるとの認識の下、引き続き、国の同和対策審議会答申の基本精神や1996（平成8）年地域改善対策協議会意見具申¹の趣旨に沿った県審議会議案書の趣旨を踏まえつつ、部落差別解消推進法の基本理念にのっとり、差別根絶のため啓発及び教育の推進を図る必要があります。

【めざす姿】

すべての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されており、部落差別のない社会が実現されている。

¹ 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方」について1996（平成8）年5月にまとめた地域改善対策協議会の意見具申。特別対策の終了が同和問題の早期解決をめざす取組の終了を意味するものではないことなど、今後の基本的な方向性を示した。

【基本方針】

部落差別解消推進法の基本理念に基づき、部落差別のない社会を実現することを目的として、以下の項目を基本方針とします。

(1) 基本姿勢

部落差別問題は基本的人権にかかわる問題であり、差別がある限り、人権を尊重するという基本姿勢でその解決に向けて取り組めます。

(2) 啓発・教育の推進

県民一人ひとりが部落差別問題についての正しい理解を深め、差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、8月の「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」や12月の「人権週間」を中心に、地域の実情に応じて、あらゆる機会を通じた啓発・教育の推進に市町村等と取り組めます。

(3) 公正な採用選考の推進

企業等の採用選考にあたって、人権に配慮し、応募者の適性・能力に基づいた基準により採否を決める公正な採用選考が図られるよう、啓発活動に取り組めます。

(4) 隣保館¹等における活動の推進

地域福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点である隣保館や教育集会所等の活動を支援します。

(5) 地域の実情に応じた相談・支援の充実

部落差別に関する相談に、相談者の視点に立って適切に対応するとともに、法務局や市町村等と連携して問題の解決に取り組めます。

¹ 部落差別問題の解決を目的として設置され、1997（平成9）年から地域社会全体の福祉の向上や人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとされ相談や地域福祉事業等人権課題解決のため幅広い事業に取り組んでいる。

3 女性の人権問題

【現状と課題】

男女共同参画社会基本法は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を図ることとしています。

本県においては、2001（平成 13）年に「おおいた男女共同参画プラン」を策定するとともに、2002（平成 14）年には「大分県男女共同参画推進条例」制定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を積極的に実施してきました。

しかしながら、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は依然として存在し、アンコンシャスバイアス¹となって女性の生活や就業に影響を与えています。

2023（令和 5）年に実施した県民意識調査においては、女性に関する人権問題として、「職場での差別的待遇（37.5%）」をあげる人が前回調査と比較して減少したものの、「役割分担意識（58.5%）」をあげる人が増加しており、依然として、性別による固定的役割分担意識があると感じている人の割合が高い結果となりました。

引き続き、根強く残る性別による固定的役割分担意識の解消や、あらゆる分野における女性の参画の拡大を進めていくとともに、働くことを希望する女性やステップアップしたい女性が、希望に応じた働き方ができるよう、男女共同参画の視点に立った一層の環境整備が必要です。

また、女性は配偶者等からの暴力（DV²）、性犯罪・性暴力の被害者になることが多く、職場等におけるセクシャルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も近年多く発生しています。

県では、配偶者等からの暴力防止と被害者保護の施策を総合的かつ計画的に推進するため、2005（平成 17）年に「大分県DV対策基本計画」を策定したほか、2016（平成 28）年には性犯罪・性暴力被害者をワンストップで総合的に支援する「おおいた性暴力救済センター・すみれ」を設置するなど、暴力防止の広報啓発と被害者支援に取り組んできました。

しかしながら、DV、性犯罪、セクシャルハラスメントなどの相談は年々増加している状況であり、配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDVに関する相談件数は、DV防止法施行直後の2002（平成 14）年度は258件でしたが、2023（令和 5）年度は786件となっています。

さらに、女性をめぐる課題は多様化、複合化しており、新たな女性支援の枠組みを構築するため困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が2024（令和 6）年4月に施行され、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずることが、国及び

¹ 過去の経験や知識、価値観に基づいて認知や判断を行う「無意識の思い込み」、「無意識の偏見」

² 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス「domestic violence」の略）

地方公共団体の責務とされました。

DVや性犯罪の被害者には女性が多く、その背景には、固定的な性別役割の分担、経済力の格差、上下関係など、男女が置かれている状況等に根ざした社会的・構造的問題があります。固定的な性別役割分担意識の解消や男女がともに多様な働き方を実現できる環境づくりを推進するとともに、性犯罪・性暴力被害者等困難な問題を抱える女性に対する切れ目のない支援が必要となっています。

【めざす姿】

家族形態や生活様式が変化する中で、女性が個性と能力を発揮でき、様々な分野で活躍することができている。

暴力やハラスメントを容認しない社会が構築され、誰もが不安を抱くことなく暮らしている。

【基本方針】

男女共同参画社会の実現を基本目標として、「第5次おおいた男女共同参画プラン」及び「第5次大分県DV対策基本計画」に基づき、以下の事項を基本方針とします。

(1) 教育・意識啓発の推進

固定的な性別役割分担意識の解消や、女性の人権尊重意識の浸透を図り、女性の人権を保障する平等な社会づくりを推進するよう教育・啓発に努めます。

(2) 働きやすい職場環境の整備

働く場における男女格差の是正に向け、事業者・団体等と連携し、組織における意識改革や人材育成・登用など、性別に関わらず能力を発揮できる職場環境の整備が一層進むよう取り組みます。また、女性等が安心して働くことができるよう、職場におけるハラスメント防止対策に取り組みます。

(3) 相談・支援・権利擁護の充実

DVや性暴力・性犯罪の被害者が適切な支援を受けられるよう、相談しやすい環境を整備し、関係機関と連携・協働を図りながら、被害者の相談・保護・自立支援を行います。また、女性に対する暴力を予防し、根絶するための広報・啓発活動を推進します。

4 こどもの人権問題

【現状と課題】

核家族化や都市化の進行、ひとり親家庭の増加、地域社会の連帯感の希薄化を背景に、家庭や地域の子育て機能や教育力が低下するなど、こどもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。学校では、いじめの認知件数や不登校児童生徒数が増加傾向にあり、体罰・性的いやがらせなどの問題も未だ解決には至っていません。

こどもは、成長発達過程にあるため、自己を適切に表現することが不十分な場合が多くあります。そのため、こどもが、相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝えるなど、発達段階に応じて意見表明をする力を高めるための学習を進めていくとともに、意見を表明する機会の確保が求められています。また、こどもに関することについてはこどもの意見を反映しながら、こどもが安心・安全に生活し教育を受けることができる環境をつくり、こどもの権利を擁護する仕組みを構築することが必要です。

また、こどもの非行やいじめ、不登校、ひきこもり、虐待など様々な問題が深刻となる中、将来の社会を担うこどもが社会との関わりの中で自己実現を図り、自立した個人として成長するよう支援していくことが必要です。

これらの問題解決にあたっては、こどもの問題が大人社会の問題の反映であることを認識して社会のあり方を見直すことが必要です。同時にこどもが主体的に社会性を身につけ、成長に応じて社会に適応できるよう家庭や学校、地域社会がそれぞれの機能を発揮し、連携して支援を行うことが求められています。

また、国の調査で示された「子どもの貧困率」は2021（令和3）年時点で11.5%であり、4年前（2018（平成30）年）と比べて、2.5ポイント改善していますが、依然として8人に1人が経済的に困窮している状況にあります。さらに、2023（令和5）年に実施した県民意識調査において、こどもの人権問題としてヤングケアラー¹をあげる人が31.7%あり、新たに人権問題として顕在化しています。ヤングケアラーは、本来大人が担うとされている家事や介護などをこどもが日常的に行うことで、勉強や自分の時間がとれないなど、こどもの権利が侵害されている可能性があります。これら様々な困難を抱えるこどもたちへの対策が求められています。

すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するために、こども政策を総合的に推進することを目的として、2023（令和5）年4月にこども基本法が施行されました。この法律に基づき、国や都道府県、市町村など社会全体でこども施策を進めていくこととなっています。

【めざす姿】

かけがえのない個性のある存在として、こどもが自己肯定感を持って健やかに育つことができている。

こどもが権利の主体として尊重され、地域社会全体でこどもの豊かな育ちを支えている。

¹ 本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども

【基本方針】

「おおいた子ども・子育て応援プラン」や「大分県長期教育計画」等に基づき、次の事項を基本方針とします。

(1) こどもの健やかな成長のための環境づくり

育児不安の解消や子育てに関する負担感の軽減を図るため、相談体制や子育て支援サービスの充実など、地域の子育て環境の整備を推進します。

(2) こどもの人権を尊重する教育活動

こどもの人権を守り、こどもたちが社会的に自立していけるよう、行政、学校、家庭、地域、事業者、団体など様々な主体が相互に協力し、教育環境の整備を総合的に推進します。

(3) 青少年の健やかな育成

豊かな人間性や規範意識・社会性を身につけた青少年を育む社会をつくるため、有害な環境の除去や、社会的自立につながる活動機会の充実に努めます。

(4) 様々な困難を抱えるこどもたちへの支援

貧困やヤングケアラーなど、様々な困難を抱えるこどもたちへの教育・生活の支援や、ひとり親家庭等への支援などに総合的に取り組みます。

(5) 相談・支援・権利擁護の充実

- ・ 児童虐待の未然防止、早期発見と早期対応、社会的養護、自立支援の推進に取り組みます。
- ・ いじめの未然防止対策に努めるとともに、早期発見・早期対応の強化や、関係機関等との連携による支援の充実に取り組みます。また、不登校対策の取組として、多様な学びの場の確保を推進します。

5 高齢者の人権問題

【現状と課題】

本県では、2023（令和5）年10月1日現在の高齢化率が34.2%と、県民のほぼ3人に1人が65歳以上の高齢者となっており、今後も高齢化率、後期高齢化率とも当面上昇し続ける見通しです。

こうした状況の下、高齢者が要介護となっても可能な限り住み慣れた地域で、その人の有する能力に応じ、その人らしい自立した日常生活を続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム¹」のさらなる充実が求められています。

また、介護者等による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族等による財産の無断処分等の経済的虐待といった問題が生じています。高齢者を年齢などにより一律にとらえることによる偏見や差別、年齢制限等により、高齢者の働く場が十分に確保されていないことなども指摘されています。

2023（令和5）年に実施した県民意識調査において、高齢者に関する人権問題として、「振り込め詐欺や悪徳商法による被害（57.1%）」「一人暮らし、寝たきり等への不安や不便（50.2%）」などが多くあげられました。高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築が課題となっています。

元気な高齢者が地域の担い手として参画することにより、地域における支え合いが進展するとともに、地域での役割を持った高齢者が増えることで、高齢者自身が生きがいを持って活躍することが期待されます。このため、生きがいを持って社会に参画する高齢者を増やしていく取組を推進する必要があります。

また、認知症高齢者数については、2040（令和22）年頃まで増加する見込みです。認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、認知症に関する正しい知識・理解の啓発や当事者が個性と能力を発揮するための社会づくりが求められています。

【めざす姿】

医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムが充実し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。

すべての高齢者が、自分自身の意思決定を尊重され、尊厳ある生活を送っている。

¹ 高齢者の誰もが、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、個々の高齢者の状況やその変化に応じ、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援の5つのサービスを包括的に提供する体制

【基本方針】

「高齢者が生きがいを持って、健康で、安心して暮らせる地域づくりの推進 ～ 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進 ～」を基本理念とする「おおいた高齢者いきいきプラン」（第9期）に基づき、以下の事項を基本方針とします。

（1）生きがいづくりと社会参加の推進

生涯にわたり生きがいを持って活躍できる社会づくりのため、地域活動への参画促進や、就労的活動の促進、高齢者の生涯学習の推進等に取り組みます。

（2）認知症施策の推進

認知症の人やその家族が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、地域で見守り支える体制づくりや社会参加支援、生きがいづくりの取組を推進します。

（3）高齢者虐待防止対策の推進

高齢者の尊厳を守り、健やかで穏やかな生活を保障・実現するため、市町村や関係機関・団体と密接な連携・協力を図りながら、高齢者虐待防止対策を推進します。

（4）生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をめざして、地域包括ケアの基盤づくりの推進や、消費者被害の予防・救済、成年後見制度の周知など、生活環境の整備を推進します。

（5）相談・支援・権利擁護の充実

高齢者の総合的な相談窓口である「大分県高齢者総合相談センター」や地域包括支援センターの利用促進、職員研修の充実等により、相談機能の一層の充実・強化を図ります。

6 障がい者の人権問題

【現状と課題】

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上では、建築物の段差などの物理的なものや、就業や生活に関わる制度・慣行的なものなど、様々な障壁があります。

こうした中、国においては、2012（平成 24）年に障がい者の権利権益に資することを目的とした障害者虐待防止法が施行され、2016（平成 28）年には、障害者差別解消法が施行されました。2021（令和 3）年 6 月には障害者差別解消法が改正され、2024（令和 6）年 4 月より、事業者による合理的配慮¹の提供が義務化されるなど、法や制度の整備が順次行われてきました。また、2024（令和 6）年 7 月に、障がいがある人への強制不妊手術を可能にした旧優生保護法は違憲との判断を最高裁が示し、国に賠償を命じる判決が確定しました。

本県においても、障害者差別解消法の施行に併せて「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行し、共生社会の推進と、障がいのある人の人生の各段階における課題解消に向けた取組の充実を図ってきました。

また、2023（令和 5）年に実施した県民意識調査において、障がい者の人権は保障されていると思うかとの質問に対し、「保障」又は「どちらかといえば保障」を選択した人が 70.0%にとどまっています。

また、本県の障がい者雇用率²は着実に上昇しており、2023（令和 5）年度は過去最高となりましたが、その内訳を見ると、身体障がい者は 1.70%（全国平均 1.31%）、知的障がい者は 0.58%（全国平均 0.55%）、精神障がい者は 0.44%（全国平均 0.47%）となっており、知的及び精神障がい者の雇用促進が課題となっています。

すべての県民が障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、障がいのある人が自立し、社会の幅広い分野で活躍できるよう、障がいがある人とない人相互の理解促進や、環境の整備、情報提供の充実など、地域での生活を総合的に支援する取組を推進する必要があります。

【めざす姿】

障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、誰もが安心して心豊かに暮らせる共生社会が実現している。

障がい者が自らの主体的な選択によって地域でいきいきと生活し、様々な活動に参加しながら充足した人生を送ることができている。

障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援が受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用などの各分野が連携し、切れ目のない支援が行われている。

¹ 行政機関や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

² 障がい者の労働者数が常用労働者数に占める割合のこと。障害者雇用促進法に基づき、常用労働者数が一定数以上の規模の事業主等に対し、法定率以上の達成が義務づけられている。

【基本方針】

「大分県障がい者計画（第2期）」に基づき、「障がい者が心豊かに暮らし働ける社会づくり～障がい者活躍日本一の実現～」を目指して、次の事項を基本方針とします。

（1） 共生社会の実現へ向けた相互理解の促進

障がい者やその家族が、社会の無理解や、心ない偏見・差別によって傷つけられることのない社会の実現に向けて、障がいや障がい者に対する理解促進や、企業・団体に対する合理的配慮提供の啓発に取り組みます。

（2） 特別支援教育の充実

障がいのあるこども一人ひとりの障がいの状態、ニーズに応じた教育の充実に努めるとともに、学校・関係者・関係機関等との緊密な連携による支援体制の充実を図ります。

（3） 就労・自立支援

- ・ 障がい者の希望や特性に応じた就労・職場定着に向けた支援を行います。また、多様な就労機会確保のため、障がい者雇用に対する事業者の理解促進に努めます。
- ・ 一般就労が困難な障がい者が、地域で自立して暮らすことができるよう、工賃向上のための支援の充実等に取り組みます。

（4） 芸術文化活動・スポーツの振興

障がい者が芸術文化活動やスポーツを楽しめる環境づくりのため、機会の提供や指導者の養成など、触れ親しむ機会の充実に取り組みます。

（5） 社会活動への参画促進

I C T機器の使い方体験会の開催等による情報アクセシビリティの向上や、障がい福祉サービス事業所等でのピアサポート¹活動の推進、ユニバーサルデザイン²の理念に基づく福祉のまちづくりを通じて、社会活動への参画促進に取り組みます。

（6） 生活環境の整備、防災等の推進

障がい者に対する配慮がなされた防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図るとともに、障がいの特性に応じた個別避難計画の作成を推進するなど、防災対策の推進に取り組みます。

（7） 相談・支援・権利擁護の充実

「大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター」による迅速な問題解決に取り組むほか、市町村や各種相談支援機関などとの連携による相談支援体制の充実、相談支援や障がい福祉サービスに従事する者の確保と資質の向上を図ります。

¹ 障がい者が、自らの体験に基づいて相談相手になったり、同じ仲間として社会参加等の支援をすること。

² 年齢や性別、障がい、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、最初からすべての人が利用しやすく、そしてすべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方

7 外国人の人権問題

【現状と課題】

本県の人口あたり留学生数は全国トップクラスであり、また、近年の技能実習の在留資格者の増加により、県内在住外国人数は2023（令和5）年末で、17,587人と過去最高を更新しました。25年前（1998（平成10）年）の4,916人と比べると約3.6倍となっています。在住外国人の出身国は127か国・地域にわたるなど、言葉や習慣、肌の色が異なる人達が隣り合わせで暮らすようになっています。

さらに、2024（令和6）年には、特定技能の在留資格の対象分野の追加、特定技能外国人の受入れ見込数の拡大が閣議決定されたほか、人材の確保・育成を目的とする育成就労制度¹の開始が2027（令和9）年までに予定されるなど、外国人数は今後さらに増加することが見込まれます。

こうした中、本県においては、「大分県外国人総合相談センター」等による相談事業の実施や、イベント・研修会等による啓発・相互理解の促進など、「大分県海外戦略」に基づき、多文化共生の社会づくりを推進してきました。

しかしながら、外国人に関する課題として、言語、習慣、価値観等の相互理解が不十分であることなどによる、就労における差別や入居差別などの問題が生じています。また、特定の人種や民族の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが問題となっています。

2023（令和5）年に実施した県民意識調査において、外国人の人権問題として、「風習や習慣等の違いが受け入れられない」「就職・職場での不利な扱い」「言語の問題で必要な社会的支援を受けられない」などを上げる人が多く、言語や宗教、文化、習慣等の違いから地域のコミュニケーションが図りづらく、多文化共生への理解も十分に浸透しているとはいえない状況となっています。

また、在住外国人数は増加していますが、外国人住民を対象とした日本語教室の数は8市19か所に留まっており、外国人住民が日本語教育を受けやすい環境づくりが求められています。

世界の様々な国や地域から来県し共に生活する人々は、我々に様々な考え方や活力を与える大切なパートナーです。外国人に選ばれ、共生できる大分県づくりのためには、これらの人々を特別視し単に客人として扱うのではなく、地域社会への積極的な参画を求め、活力ある地域づくりに共に取り組むとともに、多文化共生に係る意識啓発や、必要な支援体制の充実を図っていくことが必要となります。

¹ 外国人労働者のスキル向上とキャリア形成を支援し、日本での長期的な就労を促進することを目的とする制度。技能実習制度では認められていない本人の意向に基づく転職なども可能となる。令和9年までに制度開始される予定

【めざす姿】

外国人が安心して暮らし、働くことができる環境が整っており、本県が魅力的な働く場所として外国人から選ばれている。

国籍や民族が異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら共生し、外国人が地域を担う一員として活躍している。

【基本方針】

本県の海外施策の取り組むべき方向性を示す「大分県海外戦略」に基づき、外国人と県民とがお互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生の社会づくりを進めるため、次の事項を基本方針とします。

(1) 多文化共生のための相互理解の促進

多文化共生の社会実現のためには、多文化共生の必要性を理解した上で、日本人と外国人の双方が互いを知って認め合うことが重要であることから、研修会や交流会等の開催をはじめとする各種啓発活動のほか、外国人住民が日本語教育を受けやすい環境づくりを推進します。

(2) 在住外国人の社会参加の推進

様々な国の人たちが、ビジネスや地域活動など幅広い分野の社会活動に参画し、活力ある地域づくりに取り組めるよう、各種関係機関と連携しながら支援に取り組みます。

(3) 情報提供・生活相談・支援の充実

在住外国人が安心して生活できるよう、様々な関係機関と連携し、行政や生活、医療、災害に関する情報の多言語化や相談窓口の充実、日常生活で直面する課題の解決へ向けた支援を行うほか、小中学校等での教育支援体制の充実に取り組みます。

8 医療をめぐる人権問題

【現状と課題】

医療技術の進歩や医療体制の整備、感染症法、ハンセン病問題基本法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正など、患者等の人権擁護に関する法律の整備により、感染症や難病の患者・家族に対する社会の偏見や不合理な取扱いが徐々に改善されてきています。

本県においても、感染症等に対する正しい知識の普及啓発や、「大分県医療安全支援センター」など各種相談窓口の設置、「大分県医療計画」に基づく人権に配慮した医療サービスの提供を進めてきました。

しかしながら、2023（令和5）年に実施した県民意識調査において、エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者やその家族に関する人権問題としてどのようなものがあるかとの設問に対して、どちらも「結婚への反対」や「差別的な言動」、「就職・職場での不利な扱い」の割合が高い結果となりました。

県民意識調査に見られるように、結核などの感染症やハンセン病については、治療法が確立された今もなお誤った認識が存在し、また、エイズ患者、HIV感染者などに対する偏見も根強く残っています。

更に近年では、新型コロナウイルス感染症患者や医療関係者に対する不当な差別事案も発生しました。これらの問題の根底には誤った知識や不確かな情報に基づく差別や偏見があり、引き続き、病気に対する正しい知識の普及啓発や、患者や感染者等の立場に立った支援に取り組むことが求められています。

また、医療現場においては、臓器移植の場合などにおける臓器提供者・家族等のプライバシーの問題、インフォームド・コンセント¹やセカンド・オピニオンの普及、ゲノム²情報に基づく差別や不利益な取扱いへの懸念など、患者の人権を尊重する取組が課題となっており、医療関係者の深い理解と人権を尊重したサービスの提供が求められています。

【めざす姿】

医療関係者の人権に対する深い理解により、患者の権利が尊重された患者本位の医療サービスが提供されるとともに、患者や感染者等に対する相談・支援・権利擁護の充実が図られている。

病気に対する正しい理解が広まり、患者や感染者、医療関係者等が偏見や差別を受けることなく、安心して暮らしている。

¹ 医療を提供するにあたり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得よう努めること。

² 遺伝子をはじめとする遺伝情報の全体

【基本方針】

「大分県医療計画」に基づき、医療分野における人権尊重の認識の深化と人権を尊重した医療サービスの提供をめざして、人権に配慮した各種施策を積極的に展開するため、以下の事項を基本方針とします。

(1) 人権を尊重した医療体制づくり

医療現場において、患者の人権を尊重した適正な医療の提供を推進するとともに、高い職業倫理が求められる医師、看護師等の医療関係者に対する人権教育・研修の充実を図るため、医療系学校・養成施設に働きかけるとともに、関係団体に対しても取組を要請します。

(2) 啓発活動の推進

病気に対する偏見や差別は、認識不足から来るものが多いことから、市町村や関係団体、学校、事業所等と連携し、様々なメディアを通じて情報を提供し、正しい知識の普及啓発を図ります。

(3) 相談・支援・権利擁護体制の充実

- ・ 「大分県医療安全支援センター」等を通じて、中立的な立場で、患者と医療機関との橋渡しを行い、医療サービスの向上と患者の人権尊重に取り組みます。
- ・ 学校において、児童生徒の相談に対し、教職員が人権に配慮した支援を行うことができるよう、体制の整備を行います。

9 性的少数者の人権問題

【現状と課題】

性的少数者¹は、社会における無理解や誤解による偏見の目にさらされたり、社会生活上の制約を受けるなど、様々な困りごとに直面しています。性的少数者が安心して暮らすことのできる環境づくりを推進していく必要があります。

県では、2013（平成25）年から講演会や啓発マンガの作成等を通じて、性的少数者への理解を深める取組を行ってきました。さらに、性的少数者の人権問題を、前回（2020（令和2）年）の基本方針の改定、2022（令和4）年3月の人権条例の改正において、解決すべき課題であると位置付けました。

国において、LGBT理解増進法が2023（令和5）年に施行され、地方公共団体の役割として、地域の実情を踏まえた県民理解の増進が努力義務として規定されました。同年10月に、性別変更において、性同一性障害特例法が規定する生殖不能要件は違憲との判断を最高裁が示しました。

また、全国の自治体において、一方または双方が性的少数者であるカップルが互いが人生のパートナーであることを宣誓し、それを自治体が認める「パートナーシップ宣誓制度²」の導入が進んでいます。県においては、2024（令和6）年にパートナーシップ宣誓制度を導入し、県内でも10市村で制度が導入され、性的指向³・ジェンダーアイデンティティ⁴に関わらず安心して暮らすことができる社会づくりが広まっています。

2023（令和5）年に実施した県民意識調査においても、関心のある人権課題として「性的指向」「性別違和」をあげた人がそれぞれ20.1%、17.8%あり、どちらも前回の調査から8.7%、8.3%高くなるなど、社会的な認知も広がって来ています。

性的少数者に限らず、すべての人の性の多様性を示す表現として、「性的指向（Sexual Orientation）」、「性自認（Gender Identity）」の頭文字をとった「SOGI（ソジ）」という言葉が使われるようになってきています。性の多様性を理解し、誰もが自分の性的指向やジェンダーアイデンティティを尊重される社会づくりのため、広く県民、企業等への理解、認識を高めてもらう取組が必要となります。

【めざす姿】

誰もが自分の性的指向・ジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることができている。

¹ 性的マイノリティと表現されることもある。

² 一方または双方が性的マイノリティである2人が、互いが人生のパートナーであるということを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明する制度。公営住宅への入居、公立病院での手術同意など、県や市町村の行政サービスを利用できるようになる。

³ 恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか、向いていないか

⁴ 自分の性別についてのある程度の一貫性を持った認識

【基本方針】

LGBT 理解増進法の基本理念に基づき、誰もが自分の性的指向・ジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会を実現するため、次の事項を基本方針とします。

(1) 性の多様性への理解促進

- ・ 差別意識や偏見の解消に向けて、社会全体の啓発に取り組むとともに、学校においても、教育活動全体を通じて性の多様性についての理解を深める教育を推進します。
- ・ 性的少数者を理解し、支援する「アライ¹」を増やしていく取組を進めます。

(2) 性的少数者の困りごとの解消や環境整備

- ・ 様々な悩みを抱える当事者やその家族などからの相談に幅広く対応するとともに、交流会の開催など孤独・孤立対策に取り組みます。
- ・ 関係機関等と連携して、学校や職場、医療をはじめ様々な生活上の困りごとの解消に取り組めます。
- ・ パートナーシップ宣誓制度の周知や利用先の拡充、働きやすい職場づくりのサポートなど、環境整備に向けた取組を推進します。

¹ アライ＝性の多様性について理解し、共に考え、支援や応援をする人

10 犯罪被害者やその家族の人権問題

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪そのものやその後遺症による精神的苦しみに加えて、経済的な損失等の被害や、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたりするなど、二次的被害を受ける問題が指摘されています。

2023（令和5）年に実施した県民意識調査においても、犯罪被害者等に関する人権問題として、「事件に関する周囲からのうわさ話」、「報道によるプライバシーの公表」など二次的被害に関するものをあげる人の割合が高い結果となりました。

犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現するため、国においては、犯罪被害者等基本法（2004（平成16）年）を制定したほか、本県においても、「大分県犯罪被害者等支援条例」と犯罪被害者基本法に基づく「第2次大分県犯罪被害者等支援推進指針（2021（令和3）年）」を策定したほか、「おおいた性暴力救援センター・すみれ（2016（平成28）年）」を設置する等、犯罪被害者等に関する支援を総合的かつ計画的に進めてきました。

さらに、2023（令和5）年に国において、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」が決定され、犯罪被害給付制度の抜本的強化の検討や、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設など、継続的かつ包括的な支援や経済的援助に関する方向性が示されたほか、関係機関・団体の連携・協力による途切れない支援体制の強化など、一元的な支援体制の構築に向けた取組が示されました。

こうした国の動きを踏まえて、精神的被害回復や犯罪被害者等給付金などによる経済的負担軽減のための支援の充実、二次的被害防止の推進など、被害者支援を進める必要があります。また、犯罪被害者等が抱えるニーズは、生活上の支援をはじめ、医療や公判、マスコミの取材に関することなど極めて多岐にわたっていることから、関係機関・団体の密接な連携による途切れない支援体制の強化が必要です。

【めざす姿】

犯罪被害者等の権利が尊重されており、犯罪被害者等の立場に立った支援が、個々の実情に応じて適切かつ途切れることなく行われている。

【基本方針】

「大分県犯罪被害者等支援推進指針」に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項を基本方針として取り組みます。

(1) きめ細かな支援の充実

カウンセリングによる精神的被害回復や、犯罪被害者等のニーズに即した情報提供や助言、犯罪被害者等給付金などによる経済的負担軽減のための支援充実など、きめ細かな支援を行います。

(2) 関係機関の連携による支援体制の整備

関係する自治体や司法、福祉等の諸機関や「大分被害者支援センター」等の関係団体との緊密な連携を図り、犯罪被害者等支援に関する機関・団体のネットワークを構築する等、支援体制の整備に努めます。

(3) 県民等の理解の増進

二次的被害の防止や、犯罪被害者等が置かれた状況・支援の必要性等について、効果的な広報活動により、県民及び事業者に広く周知し、理解の増進に努めます。

11 様々な人権問題

(1) プライバシー権¹の保護

【現状と課題】

コンピュータやインターネットの普及・発達による情報通信技術の急速な浸透に伴い、豊かで便利になった反面、個人の情報が大量に外部漏洩し、脅迫や架空請求などの犯罪に利用される事態も生じています。

2023（令和5）年に実施した県民意識調査において、人権問題の中で「インターネットによる人権侵害（プライバシー侵害や誹謗中傷など）」に関心があるとする回答が43.7%となっており、県民の個人情報保護に対する関心は高い傾向にあります。

個人情報、国や地方公共団体のみならず、様々な民間事業者によって広く取り扱われており、マイナンバー制度での厳格な個人情報の保護措置を含め、個人情報の保護の実効性を確保するために関連する施策が一体的・総合的に講じられる必要があります。

こうした中、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通を両立するため、これまで国や地方公共団体、民間事業者等がそれぞれ法、条例にて個人情報保護に関する独自のルールを規定していたものが統合されて、2023（令和5）年4月1日から改正個人情報保護法において全国的な共通ルールが定められました。

これに伴い、それまでの大分県個人情報保護条例に代わって、法の規定に則り、県が行う個人情報の収集、利用、提供、管理等の適正な取扱いや県の機関が保有する本人情報の開示等、個人情報保護対策に努めています。

【基本方針】

個人情報の性格と重要性を十分認識し、その目的や態様を問わず、適正に取り扱います。また、個人情報保護法の基本的な考え方にに基づき、個人情報の有用性に配慮しながら官民一体となって個人情報の保護に取り組みます。

¹ プライバシーに関する権利は従来の「一人にしてもらう権利」から、政府などが保有する自己に関する情報の訂正、削除などを求めることもできる積極的権利とする「自己情報コントロール権」として考えられるようになってきている。

(2) 働く人の人権問題

【現状と課題】

充実した職業生活を送るためには、その前提として、誰もが安心して働ける職場環境を整えることが必要です。

しかし、県労政・相談情報センターをはじめとする労働相談窓口には、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメント、いじめ・嫌がらせ等に関する相談が依然として数多く寄せられており、職場におけるハラスメントが社会問題として顕在化しています。

2023（令和5）年に実施した県民意識調査においても、体験した人権侵害の性質を問う設問に関して、「職場での嫌がらせ」や「ハラスメント」など労働環境で発生するものをあげる人が多い結果となりました。

国においては、このような背景を踏まえ、労働施策総合推進法が改正され、職場におけるパワーハラスメントの防止対策が事業主に義務付けられるなど、職場におけるハラスメント対策が強化されました。

また、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント等の防止対策も強化されました。

さらに、近年注目されるようになった、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）についても、国の指針において、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組を定め、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」が示されました。

職場において、ハラスメント防止対策等が整備され、人権が尊重される環境づくりが求められています。

【基本方針】

職場におけるハラスメントの根絶に向けて、以下の事項を基本方針として取り組みます。

① ハラスメント防止に向けた啓発の推進

誰もが安心して働くことができる職場づくり推進のため、労働者、使用者、県民を対象としたセミナーや労働講座の開催など、ハラスメント防止のための啓発に取り組めます。

② 公正な採用選考の推進

就職の機会均等を確保するために、応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考を実施するよう事業主に要請し、企業等への啓発に努めます。

③ 相談体制の充実

各種ハラスメントに対して、労働局等の関係機関と連携しながら、相談対応に当たるとともに、専門研修により相談員の資質の向上を図るなど相談体制の充実に努めます。

(3) その他の人権問題

- 2019（令和元）年にアイヌ民族支援法が施行されました。アイヌの人々への偏見や差別をなくし、民族としての誇りを尊重していくため、アイヌに関する知識の普及啓発や学習活動を推進することが必要です。

- 犯罪をした人等に対する差別や偏見をなくし、地域から排除したり、孤立させるのではなく、適切な「仕事」や「居場所」を確保して、責任ある社会の一員となるように支えていくことが必要です。

- なんらかの理由で路上生活者となった人々の社会復帰を支援する取組と同時に、路上生活者の人権を擁護する取組が必要です。

- これらの問題のほか、北朝鮮による日本人拉致問題、災害に起因する人権問題、婚外子（非嫡出子）に対する差別的取扱いなど、社会には様々な人権の課題があります。

- あらゆる差別の解消に向けて、人権課題について県民の理解と支援が得られるよう、積極的に啓発・教育、相談・支援、権利擁護に努めます。